毎週火・金曜日発行 (当日が休日に当たるときは繰下発行)



告

示

目

次

(◉印は、県法規集掲載事項) ページ

ヨーネ病

牛

患

畜

平成十八年 平成十八年

百

殺処分

(政

策

ヨーネ病

牛

患

畜

小豆郡土庄町小江字

八月二十五日 平成十八年

殺処分

高尾三四八

産

香川県告示第五百八十三号



病の種類 家畜伝染

種 家 畜 類 の

の 区 疑似患畜 分

頭数

発生の場所

発生年月日

転

帰

香川県知事

真

鍋

武

紀

平成 18年

平成十八年九月十二日

 \bigcirc

 \bigcirc

9月12日(火曜日) 畜伝染病の発生について次のとおり告示する。

求めるため次のとおり届出があった。 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条第一項の規定による同意を 漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、

築 路 産

公

道路の位置指定 (二件)

道路の供用開始

漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出

(水

家畜伝染病発生の告示

香川県議会定例会の招集

その指定漁船調書を平成十八年九月十二日から平成十八年九月二十六日まで屋島漁業協

同組合において縦覧に供する。

(経営支援課) (土地改良課)

平成十八年九月十二日

六

香川県知事

真

鍋

武

紀

発起人の住所及び氏名

七

高松市屋島東町五一五番地二四

木村

高松市屋島東町一四三六番地

高松市屋島西町一〇一番地六

松岡

信次

加入区の名称

平成十八年九月十九日午前十時香川県議会定例会を高松市番町五丁目香川県議会議事堂

屋島加入区

に招集する。

平成十八年九月十二日

香川県告示第五百八十一号

土地改良事業の工事完了の届出

告

示

土地改良事業の認可

土地改良事業計画変更の適否決定

大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出 (三件)

香

Ш

県

報

平成十八年九月十二日

香川県告示第五百八十二号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第四項の規定により、

香川県知事

真

武

紀

漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称

屋島漁業協同組合

Ξ

香川県告示第五百八十四号

家

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定に基づき次のように道路

(第九三七一号)

(第九三七一号)

の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成十八年九月十二日から同年十月三

日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年九月十二日

香川県知事 武 紀

道路の種類 県道(一般)

線 名 円座香西線 (百七十七号)

Ξ 道路の区域

| 一〇 | - 四・六 - 三五 - 三五 - 三五 - 長 |
|----|--------------------------|
| ` | |

四 供用開始の期日 平成十八年九月十二日

香川県告示第五百八十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、道

路の位置を次のように指定した。

平成十八年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武 紀

指 定 番号 長土指道 第五号

指定年月日 平成十八年八月二十九日

Ξ 指定道路の位置 東かがわ市松原字松原塩田一〇〇三

四 指定道路の幅員とその延長 幅員 四・〇〇メートル

延長 一七・九一メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供

す る。

香川県告示第五百八十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十二条第一項第五号の規定により、 道

路の位置を次のように指定した。

平成十八年九月十二日

香川県知事 鍋 武 紀

定 番 号 中土指道 第十六号

指定年月日 平成十八年八月三十日

指定道路の位置 丸亀市中津町字九重田一三四八 二

指定道路の幅員とその延長 幅員 四・八八メートル

四 Ξ

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供 延長 二三・六五メートル

する。

のとおり公告する。 の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、 :現定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項 公 告

平成十八年九月十二日

香川県知事 真 鍋 武

紀

届出の概要

1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

ユーエフジェイセントラルリース株式会社 愛知県名古屋市中区栄一丁目二四番

一五号

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸亀VASALA (Aエリア) 丸亀市田村町字池の下九六七番一ほか

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

マックスバリュ西日本株式会社 兵庫県姫路市北条口四丁目四番地

株式会社ハニーズ 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二七番地の

大規模小売店舗の新設をする日

二 届出年月日 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 5 平成十八年八月三十一日 (PY) (\Box) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 平成十九年五月一日 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場の収容台数 一、三九三平方メートル 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 駐車場の自動車の出入口の数 来客が駐車場を利用することができる時間帯 荷さばき施設の面積 七四台 駐輪場の収容台数 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前零時から午後十二時まで 開店時刻 午前十時 開店時刻 午前零時 廃棄物等の保管施設の容量 閉店時刻 午後九時 株式会社ハニーズ 閉店時刻 午後十二時 マックスバリュ西日本株式会社 二九・三〇立方メートル 午前六時から午後十時まで | | | | ・四三平方メートル 四 のとおり公告する。 の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、 出先に提出することができる。 2 見定こより、大児慔小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により、次大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号。以下「法」という。) 第五条第一項 援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。 を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年一月十二日(金曜日)まで)に次の提 辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目 届出の概要 平成十八年九月十二日 ─ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間 法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周 意見書の提出 提出先 記載すべき項目 縦覧期間 縦覧場所 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所 平成十八年九月十二日 (火曜日) から平成十九年一月十二日 (金曜日) まで 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ 郵便番号七六〇 八五七〇 香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革 意見の内容 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県知事 武 紀

香

Ш

県

報

平成十八年九月十二日

(第九三七一号)

Ξ

香 5 3 2 (PU) (Ξ) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 大規模小売店舗の新設をする日 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 平成十九年五月一日 大規模小売店舗の名称及び所在地 四、四六一平方メートル 株式会社宮脇書店 株式会社ワンゾーン 株式会社ザグザグ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所 丸亀VASALA (Bエリア) 株式会社西松屋チェーン 株式会社青五 株式会社マックハウス ユーエフジェイセントラルリース株式会社 Ш 駐車場の収容台数 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 荷さばき施設の面積 駐輪場の収容台数 廃棄物等の保管施設の容量 三八一台 開店時刻 午前十時 五二・八八立方メートル 株式会社マックハウス 九三・九三平方メートル 四五台 広島県福山市王子町二丁目一四番三八号 岡山県岡山市清水三六九番地二 高松市丸亀町四番地の八 東京都千代田区九段北一丁目一三番一二号 平成十八年九月十二日 東京都杉並区梅里一丁目七番七号 兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地一 丸亀市山北町字原窪五九番一ほか 愛知県名古屋市中区栄一丁目二四番 五号 (\Box) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 六箇所 駐車場の自動車の出入口の数 午前八時三十分から午後十時三十分まで 午前九時三十分から午後十時まで 午前零時から午後十二時まで 閉店時刻 午後十時 株式会社宮脇書店 閉店時刻 午前八時三十分から午後十時まで 敷地内北側駐車場 敷地内中央駐車場 敷地内南東側駐車場 敷地内南側駐車場 開店時刻 閉店時刻 午後八時 開店時刻 株式会社ワンゾーン 閉店時刻 午後十時 開店時刻 株式会社ザグザグ 閉店時刻 開店時刻 株式会社西松屋チェーン 閉店時刻 午後九時 開店時刻 午前十時 株式会社青五 午前十時 午後八時 午前十時 午前十時 午後八時 午前九時 (第九三七一号) 四

午前六時から午後十時まで

一届出年月日

平成十八年八月三十一日

届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

が対けに

平成十八年九月十二日 (火曜日) から平成十九年一月十二日 (金曜日) まで

四意見書の提出

出先に提出することができる。を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年一月十二日(金曜日)まで)に次の提びの地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

・記載すべき項目

- **□ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**
- **) 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革**
- 〕 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

平成十八年九月十二日

報 平成十八年九月十二日

香

Ш

一届出の概要

香川県知事

真

鍋

武

紀

首都圏リース株式会社 東京都千代田区神田小川町一丁目二番地大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

丸亀VASALA (Cエリア) 丸亀市山北町字原窪三一番六ほか

株式会社アルペン(愛知県名古屋市西区児玉三丁目三五番一八号大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所

3

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成十九年五月一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

五、三七二平方メートル

- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- 駐車場の収容台数

三五九台

駐輪場の収容台数

一五七台

三 荷さばき施設の面積

七一・六八平方メートル

際棄物等の保管施設の容量

二九・八〇立方メートル

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後八時

○ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時まで

三駐車場の自動車の出入口の数

(第九三七一号)

香

四箇所

午前六時から午後十時まで 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

平成十八年

平成十八年八月三十一日

三届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び丸亀市産業部商工観光課

2 縦覧期間

四

意見書の提出

平成十八年九月十二日(火曜日)から平成十九年一月十二日(金曜日)まで

出先に提出することができる。を記載した書面を本日から四月以内(平成十九年一月十二日(金曜日)まで)に次の提辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周

援課及び丸亀市産業部商工観光課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支

1 記載すべき項目

- **| 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名**
- **)事業者にあっては、その事業の種類及び沿革**
- 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- 意見の内容

提出先

郵便番号七六〇 八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

- こう引作手員に往後に見こ場でら場でこういことも、 人三 LMIiiTsi良事業計画を変更することについて平成十八年八月二十八日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十八年九月十五日から同年十月五日

まで縦覧に供する。

平成十八年九月十二日

| " | 基盤整備促進事業(かんがい排水事業)苗田地区 | " |
|--------|------------------------|------------|
| 琴平町農政課 | 基盤整備促進事業(農道整備事業)苗田地区 | 琴平町土地改良区(其 |
| 縦覧場所 | 土地改良事業名 | 土地改良区名 |

香川県知事

武

紀

良事業を行うことについて平成十八年八月二十八日認可した。第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第四十八条第九項において準用する同法

平成十八年九月十二日

香川県知事。 真鍋 武 紀

| 土地改良区名 | 土地改良事業名 |
|------------------|------------------------------------|
| 五郷土地改良区 | 池地区 香川用水非受益地域用水確保事業(ため池改修事業)西の向 |
| 土地改良区観音寺市大野原町紀伊 | 単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)丸井南地区 |
| " | 単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西之谷地区 |
| " | 単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)池之内地区 |
| " | 単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 塩塚地区 |
| 土地改良区観音寺市大野原町花稲 | 単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)東三島地区 |
| 良区 観音寺市大谷池土地改 | 単独県費補助土地改良事業(水路改修事業)下萩原地区 |

| 香 | 土庄町 | 行土っ地 | | 平 | 地 改 良 | 土地 | 豊中 | " | 土観地音 | " |
|------------|-----------------|----------------|-------|------------|-----------------------------|--|-----------------------------|----------------------|--------------------------|---------------------------|
| Ш | 前 | た改良 | | 成十八 | 事業の | 改良 | 町井 | | 改長 1 | |
| 県 | | 行った者の名称土地改良事業を | | 平成十八年九月十二日 | の工事の | は、田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 | 豊中町土地改良区 | | 土地改良区観音寺市大野原町萩原 | |
| 報 | 農村 | | | 十二 | 完了 | <u> </u> | K | | 萩原 | |
| | 展村総合整備統合補助事業 | 土地改良事業の種類 | | Ħ | 地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。 | 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第百十三条の二第一項の規定により、 | 単独 | 単独 | 単独 | 単独 |
| 平成十: | 統合法 | 事 業 の | | | 次のよ | 第一百十 | 費補品 | 費補品 | 費補助 | 費補品 |
| 平成十八年九月十二日 | 脚事業 | 種 類 | | | こおり屋 | 九十五日 | 単独県貴補助土地改良事業(揚水施設改修事業)司宝池地区 | 単独県費補助土地改良事業(水路改修事業) | 単独県貴補助土地改良事業(水路改修事業)大造地区 | 単独県貴補助土地改良事業(水路改修事業)安井東地区 |
| 子言 | | t\h | 香川県知事 | | 開出があ | 第一 | 良事業 | 良事業 | 良事 | 良事業 |
| Ħ | 土庄地区 | 地区名 | 知事 | | 。 た。 | | - 湯水 | * (水) | 来 (水路 | * (水) |
| | 777 | | 真 | | | ボ の 二 筆 | 小施設が | 改修事 | 改修宣 | 改修事 |
| | 平成一八、 | 事 | 鍋 | | | 現の | 修事業 | 業)章 | 業) | 業)安 |
| | \ = \ | 工事完了年月日 | 武 | | | 規定 | 表) 司 | 高尾地区 | 人造地 | 井東地 |
| | ≣ | 目 | 紀 | | | に より、 | 池地 | IX. | K | 区 |
| | | | | | | ± | <u>IX</u> | | | |
| (第九三七一号) | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |

